



津山工業高等専門学校校報

第 1 1 7 号 平成 2 0 年 6 月 2 5 日 発行
(平成 1 9 年 1 2 月 1 日 ~ 平成 2 0 年 3 月 3 1 日)

目 次

校内諸規則

津山工業高等専門学校学則の一部を改正する学則（学則第 1 号）	2
津山工業高等専門学校学則の一部を改正する学則（学則第 2 号）	3
津山工業高等専門学校寄宿舎規則の一部を改正する規則（規則第 1 号）	5
津山工業高等専門学校留学規程の一部を改正する規程（規程第 7 号）	8
津山工業高等専門学校教育研究支援センター規程の一部を改正する規程（規程第 1 号）	8
津山工業高等専門学校寄附金取扱規程の全部を改正する規程（規程第 2 号）	9
津山工業高等専門学校法人文書管理規程の一部を改正する規程（規程第 3 号）	11

人事異動	12
------	----

主要日誌	13
------	----

諸 報	14
-----	----

退職者永年勤続者表彰	14
就業規則等の改正	14
給与決定細則の制定	15
共同研究	16
受託研究	16
寄附金	16
学生募集（専攻科後期学力入試）	16
学生募集（本科推薦入試）	17
学生募集（本科学力選抜入試）	17
J S E C 2 0 0 7 に出場	17
年金セミナー	17
教職員のレクリエーション行事について	17
Le Rapport ~ 学生たちのまちなかミュージアム ~	17
第 1 6 回全国高等学校文化連盟将棋新人大会（田沢湖）	18
第 1 回全国高専英語プレゼンテーションコンテスト	18
第 7 回日本情報オリンピック	18
第 4 回 F D 研修会	18
公用車贈呈式	18
有識者懇話会	18
平成 1 9 年度第 2 回事務部長会議	18
第 5 回（教務委員会）F D 研修会	18
平成 1 9 年度コンピュータフェスティバル	19
留学生企業実地見学旅行	19
卒業式・専攻科修了式	19
平成 1 9 年度卒業生・修了生の優秀賞等の表彰	19
第 2 9 回中国地区高等専門学校文化連盟美術部合同展示会	20

新	旧																														
<p><u>第7条の2</u> 学科，学級数及び入学定員は，次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学 科</th> <th>学 級 数</th> <th>入学定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機 械 工 学 科</td> <td>1</td> <td>40人</td> </tr> <tr> <td>電 気 電 子 工 学 科</td> <td>1</td> <td>40人</td> </tr> <tr> <td>電 子 制 御 工 学 科</td> <td>1</td> <td>40人</td> </tr> <tr> <td>情 報 工 学 科</td> <td>1</td> <td>40人</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の規定にかかわらず，教育上有益と認めるときには，異なる学科の学生をもって学級を編成することができる。</p> <p>第8条～第54条 省 略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この学則は，平成20年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表 省 略</p>	学 科	学 級 数	入学定員	機 械 工 学 科	1	40人	電 気 電 子 工 学 科	1	40人	電 子 制 御 工 学 科	1	40人	情 報 工 学 科	1	40人	<p><u>第7条</u> 学科，学級数及び入学定員は，次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学 科</th> <th>学 級 数</th> <th>入学定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機 械 工 学 科</td> <td>1</td> <td>40人</td> </tr> <tr> <td>電 気 電 子 工 学 科</td> <td>1</td> <td>40人</td> </tr> <tr> <td>電 子 制 御 工 学 科</td> <td>1</td> <td>40人</td> </tr> <tr> <td>情 報 工 学 科</td> <td>1</td> <td>40人</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の規定にかかわらず，教育上有益と認めるときには，異なる学科の学生をもって学級を編成することができる。</p> <p>第8条～第54条 同 左</p> <hr style="width: 20%; margin: 10px auto;"/> <p style="text-align: center;">別表 同 左</p>	学 科	学 級 数	入学定員	機 械 工 学 科	1	40人	電 気 電 子 工 学 科	1	40人	電 子 制 御 工 学 科	1	40人	情 報 工 学 科	1	40人
学 科	学 級 数	入学定員																													
機 械 工 学 科	1	40人																													
電 気 電 子 工 学 科	1	40人																													
電 子 制 御 工 学 科	1	40人																													
情 報 工 学 科	1	40人																													
学 科	学 級 数	入学定員																													
機 械 工 学 科	1	40人																													
電 気 電 子 工 学 科	1	40人																													
電 子 制 御 工 学 科	1	40人																													
情 報 工 学 科	1	40人																													

- 1 制 定 番 号 学則第2号
- 2 規 程 の 名 称 津山工業高等専門学校学則の一部を改正する学則
- 3 制 定 年 月 日 平成20年2月26日
- 4 制 定 者 津山工業高等専門学校長 阿部 武治
- 5 改 正 理 由 専攻科入学資格に関する学校教育法の適用条項の改正及び，入学資格として，次の2号を追記するため。

外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し，14年の課程修了した者

我が国において，外国の短期大学の課程（14年の課程修了者のみ）を有するものとして，当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定する当該課程を修了した者

津山工業高等専門学校学則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第29条 省 略</p> <p>第30条 専攻科に入学できる者は，次の各号の一に該当する者とする。</p> <p>(1) 高等専門学校を卒業した者</p> <p>(2) 短期大学を卒業した者</p> <p>(3) 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができる者</p> <p>(4) 外国において，学校教育における14年の課程を修了した者</p>	<p>第1条～第29条 同 左</p> <p>第30条 専攻科に入学できる者は，次の各号の一に該当する者とする。</p> <p>(1) 高等専門学校を卒業した者</p> <p>(2) 短期大学を卒業した者</p> <p>(3) 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第82条の10の規定により大学に編入学することができる者</p> <p>(4) 外国において，学校教育における14年の課程を修了した者</p>

新	旧
<p>(5) <u>外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者</u></p> <p>(6) <u>我が国において、外国の短期大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者</u></p> <p>(7) <u>その他専攻科において、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者</u> 第31条～第54条 省略</p> <p><u>附 則</u> <u>この学則は、平成20年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表 省略</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(5) <u>その他専攻科において、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者</u> 第31条～第54条 同 左</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>別表 同 左</p>

- 1 制定番号 規則第1号
- 2 規程の名称 津山工業高等専門学校寄宿舎規則の一部を改正する規則
- 3 制定年月日 平成20年2月26日
- 4 制定者 津山工業高等専門学校長 阿部 武治
- 5 改正理由 独立行政法人国立高等専門学校機構授業料その他の費用に関する規則の制定及び一部改正に伴うもの他文言の見直し

津山工業高等専門学校寄宿舎規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">(趣旨)</p> <p>第1条 津山工業高等専門学校(以下「本校」という。)学則(以下「学則」という。)第48条第2項の規定に基づき、この規則を定める。</p> <p style="text-align: center;">第2条 略</p> <p style="text-align: center;">(名称)</p> <p>第3条 寄宿舎は、津山工業高等専門学校北辰寮(以下「北辰寮」という。)と称する。</p> <p style="text-align: center;">(寮生活の基本)</p> <p>第4条 北辰寮に入寮する学生(以下「寮生」という。)は、この規則のほか学則、津山工業高等専門学校学生準則(以下「学生準則」という。)及びその他本校の定める諸規則を守り、相互に敬愛啓発して自己及び共同生活の向上充実に努めなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(寮務主事)</p> <p>第5条 北辰寮の運営に関する事項は、校長の命を受けて寮務主事が<u>掌理</u>する。</p> <p style="text-align: center;">第6条～第7条 略</p> <p style="text-align: center;">(入寮及び退寮)</p> <p>第8条 入寮者は、自宅からの通学が困難な者のうちから校長が<u>選考</u>する。ただし、特別の事情がある場合には、自宅から通学できる者を入寮させることができる。なお、疾病その他の事由により共同生活に適さないと認められた者は、入寮を許可しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 入寮の時期は、原則として学年の始めとする。 3 入寮を希望する者は、所定の入寮願を提出しなければならない。 4 入寮許可期間は、入寮した日の属する年度の末日までとする。 	<p style="text-align: center;">(趣旨)</p> <p>第1条 津山工業高等専門学校(以下「本校」という。)学則_____第37条第2項の規定に基づき、この規則を定める。</p> <p style="text-align: center;">第2条 略</p> <p style="text-align: center;">(名称)</p> <p>第3条 <u>寄宿舎の名称は</u>、津山工業高等専門学校北辰寮(以下「北辰寮」という。)と称する。</p> <p style="text-align: center;">(寮生活の基本)</p> <p>第4条 北辰寮に入寮する学生(以下「寮生」という。)は、この規則及びこの規則に基づいて定められた諸規則を守り、相互に敬愛啓発して自己及び共同生活の向上充実に努めなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(所管)</p> <p>第5条 北辰寮の運営に関する<u>その他必要な事項は</u>、校長の命を受けて寮務主事が<u>処理</u>する。</p> <p style="text-align: center;">第6条～第7条 略</p> <p style="text-align: center;">(入寮及び退寮)</p> <p>第8条 入寮者は、自宅からの通学が困難な者のうちから<u>選考し、校長が決定</u>する。ただし、特別の事情のある場合には、自宅から通学できる者を入寮させることができる。なお、疾病その他の事由により共同生活に適さないと認められた者は、入寮を許可しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 入寮の時期は、原則として学年の始めとする。 3 入寮を希望する者は、所定の入寮願を提出しなければならない。 4 入寮許可期間は、入寮した_____年度の末日までとする。

新	旧
<p>5 入寮許可期間の満了後、引き続き入寮を希望する者<u>に対しては、願出により入寮許可期間を更新することがある。</u></p> <p>6 入寮許可期間の満了前に退寮しようとする者は、所定の退寮願を提出し、校長の承認を受けなければならない。</p> <p>7 <u>学則、学生準則及びその他本校の定める諸規則に違反した者、又は疾病その他の事由により共同生活に適さないと認められた者に対して、</u>校長は退寮を命ずることがある。</p>	<p>5 入寮許可期間の満了後、引き続き入寮を希望する者_____は、願出により_____更新することがある。</p> <p>6 入寮許可期間の満了前に、退寮しようとする者は、所定の退寮願を提出し、校長の許可を受けなければならない。</p> <p>7 <u>津山工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）及び津山工業高等専門学校学生準則（以下「学生準則」という。）</u>その他本校の定める諸規則に違反した者、又は疾病その他の事由により共同生活に適さないと認められた者に対して、校長は退寮を命ずることがある。</p>
<p>(寄宿料等)</p> <p>第9条 寄宿料の額は、<u>独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号）</u>に定める額とする。</p> <p>2 寄宿料は、入寮した日の属する月から退寮する日の属する月まで、<u>毎月末日までにその月の分を納付しなければならない。</u>ただし、休業期間中の分は、<u>休業期間前に徴収できるものとする。</u></p> <p>3 寮生の生活上必要な経費で各人の負担すべきものは、別に定めるところにより納付するものとする。</p> <p>4 寮生又は寮生の学資を主として負担している者が災害を受け、<u>寄宿料の納付が困難と認められる場合は、別に定めるところにより寄宿料を免除することがある。</u></p> <p>5 寄宿料及び第3項の経費を納付しない者は、退寮させることがある。</p>	<p>(寄宿料等)</p> <p>第9条 寄宿料の額は、<u>国立高等専門学校における授業料その他の費用に関する省令（平成16年文部科学省令第17号）</u>に定める額とする。</p> <p>2 寄宿料は、入寮した日の属する月から退寮した日の属する月まで、<u>毎月20日までにその月の分を納付しなければならない。</u>ただし、休業期間中の分は、<u>毎月分の寄宿料と同時に納付しなければならない。</u></p> <p>3 寮生の生活上必要な経費で各人の負担すべきものは、別に定めるところにより納付するものとする。</p> <p>4 寮生又は寮生の学資を主として負担している者が災害を受け<u>納付困難と認められる場合は、別に定めるところにより寄宿料を免除することがある。</u></p> <p>5 寄宿料及び第3項の経費を納付しない者は、退寮させることがある。</p>
<p>(共同生活の自治)</p> <p>第10条 寮生は、その総意により、校長の承認を得て、北辰寮における共同生活を自律的に運営するための組織を設けることができる。</p> <p>2 前項の組織及び活動は、寮生相互の個人生活を侵すことなく、かつ、学則及び学生準則その他本校の定める諸規則に違反しないものでなければならない。</p> <p>3 第1項の組織を設けようとする場合は、次に掲げる事項を記載した所定の願書を寮務主事を経て校長に提出し、その承認を受けなければならない。<u>各事項を変更する場合又は第1項の組織を廃止する場合も同様とする。</u></p> <p>(1) 名称 (2) 目的 (3) 規約 (4) 代表者及び役員</p>	<p>(共同生活の自治)</p> <p>第10条 寮生は、その総意により、校長の承認を得て、北辰寮における共同生活を自律的に運営するための組織を設けることができる。</p> <p>2 前項の組織及び活動は、寮生相互の個人生活を侵すことなく、かつ、学則及び学生準則その他本校の定める諸規則に違反しないものでなければならない。</p> <p>3 第1項の組織を設けようとする場合は、次に掲げる事項を記載した所定の願書を寮務主事を経て校長に提出し、その承認を受けなければならない。<u>_____変更_____又は_____廃止する場合も同様である。</u></p> <p>(1) 名称 (2) 目的 (3) 規約 (4) 代表者及び役員</p>

新	旧
<p>4 第1項の組織が、その目的を逸脱し、又は前2項の規定に違反する場合は、解散させることがある。 (防災安全)</p> <p>第11条 寮生は、火災その他の災害防止について常時注意するとともに、<u>学校</u>の行う防火訓練その他の措置に<u>協力</u>しなければならない。</p> <p>2 寮生は、指定の場所以外で火気を使用してはならない。</p> <p>3 <u>寮生は、災害又は事故の発生を知った場合には、直ちに臨機の処置をとるとともに、寮務主事又は宿日直教員等関係教職員に報告し、以後本校教職員の指示に従って行動しなければならない。</u> (保健衛生)</p> <p>第12条 寮生は、各自健康の維持及び増進に留意するとともに、北辰寮内外を清潔に保つよう努めなければならない。</p> <p><u>2 病気又は事故の場合は、ただちに寮務主事又は宿日直教員へ申し出て、その指示に従わなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第13条～第14条 略</p> <p>(外来者)</p> <p>第15条 <u>外来者と寮生との面会</u>は、指定された場所で行うものとする。</p> <p>2 寮生以外の者が、北辰寮の施設を使用しようとする場合は、あらかじめ寮務主事を経て校長に願い出て、その許可を受けなければならない。</p> <p>3 寮生以外の者も、第11条及び第12条の規定を守らなければならない。 (雑則)</p> <p>第16条 この規則の実施について<u>必要な事項は、別に定める。</u></p> <p style="text-align: center;">附則 略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則 (平成20年2月26日規則第1号)</u> <u>この規則は、平成20年4月1日から施行する。</u></p>	<p>4 第1項の組織が、その目的を逸脱し、又は前2項の規定に違反する場合は、解散させることがある。 (防災安全)</p> <p>第11条 寮生は、火災その他の災害防止について、常時注意するとともに<u>学校</u>の行う防火訓練その他の措置に<u>ついて協力</u>しなければならない。</p> <p>2 寮生は、指定の場所以外で火気を使用してはならない。</p> <p>3 <u>災害又は事故の発生を知った者は、直ちに臨機の処置をとるとともに、寮務主事又は当直教官等関係職員に報告し、以後寮生は、その指示に従って行動しなければならない。</u> (保健衛生)</p> <p>第12条 寮生は、各自健康の維持及び増進に留意するとともに、北辰寮内外を清潔に保つよう努めなければならない。</p> <p>2 <u>寮生に対して実施する健康診断及び予防接種等は、必ず受けなければならない。</u></p> <p><u>3 病気又は事故の場合は、ただちに寮務主事又は当直教官へ申し出て、その指示に従わなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">第13条～第14条 略</p> <p>(外来者)</p> <p>第15条 <u>寮生との面会</u>は、指定された場所で行うものとする。</p> <p>2 寮生以外の者が、北辰寮の施設を使用しようとする場合は、あらかじめ寮務主事を経て校長に願い出て、その許可を受けなければならない。</p> <p>3 寮生以外の者も、第11条及び第12条の規定を守らなければならない。 (雑則)</p> <p>第16条 この規則の実施について、<u>必要な事項は、別に定める。</u></p> <p style="text-align: center;">附則 略</p> <hr/> <hr/>

- 1 制定番号 規程第7号
- 2 規程の名称 津山工業高等専門学校留学規程の一部を改正する規程
- 3 制定年月日 平成19年12月6日
- 4 制定者 津山工業高等専門学校長 阿部 武治
- 5 改正理由 津山工業高等専門学校学業成績の評価並びに各学年の課程修了及び卒業の認定に関する規程の一部改正に絡む条数を繰り下げるため。

津山工業高等専門学校留学規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第7条 省略 (進級時の修得単位の特例)</p> <p>第8条 留学時の履修に係る単位の認定を受けた者は、「学業成績の評価並びに各学年の課程修了及び卒業の認定に関する規程」の第14条第5号の修得累計単位数に掲げる一般科目及び専門科目の区分は適用を除外する。</p> <p>第9条 省略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成20年4月1日から施行する。</u></p> <p>別紙様式 省略</p>	<p>第1条～第7条 同 左 (進級時の修得単位の特例)</p> <p>第8条 留学中の履修に係る単位の認定を受けた者は、「学業成績の評価並びに各学年の課程修了及び卒業の認定に関する規程」の第13条第5号の修得累計単位数に掲げる一般科目及び専門科目の区分は適用を除外する。</p> <p>第9条 同 左</p> <hr style="width: 20%; margin: 10px auto;"/> <p>別紙様式 同 左</p>

- 1 制定番号 規程第1号
- 2 規程の名称 津山工業高等専門学校教育研究支援センター規程の一部を改正する規程
- 3 制定年月日 平成20年1月29日
- 4 制定者 津山工業高等専門学校長 阿部 武治
- 5 改正理由 技術長に任期制を導入するため。

津山工業高等専門学校教育研究支援センター規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第4条 省略 (組織)</p> <p>第5条 センターに次の職員を置く。</p> <p>(1) センター長 (2) 技術長 (3) 技術班長 (4) 技術専門員，技術専門職員及び技術職員</p> <p>2 センター長は，教務主事を持って充てる。</p> <p>3 <u>技術長は，技術専門員及び技術専門職員のうちから，校長が任命する。</u></p> <p><u>(1) 技術長の任期は2年とする。ただし，再任することを妨げない。</u></p> <p><u>(2) 技術長に欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。</u></p>	<p>第1条～第4条 同 左 (組織)</p> <p>第5条 センターに次の職員を置く。</p> <p>(1) センター長 (2) 技術長 (3) 技術班長 (4) 技術専門員，技術専門職員及び技術職員</p> <p>2 センター長は，教務主事を持って充てる。</p> <p>3 <u>技術長及び技術班長は，技術専門員及び技術専門職員のうちから，校長が任命する。</u></p>

新	旧
<p><u>4 技術班長は、技術専門員及び技術専門職員のうちから、校長が任命する。</u></p> <p><u>5 技術班に、主任を置くことができる。主任は、技術専門職員のうちから、校長が任命する。</u></p> <p>第6条～第7条 省略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成20年4月1日から施行する。</u></p>	<p><u>4 技術班に、主任を置くことができる。主任は、技術専門職員のうちから、校長が任命する。</u></p> <p>第6条～第7条 同 左</p>

津山工業高等専門学校規程第2号

津山工業高等専門学校寄附金取扱規程の全部を改正する規程を次のように定める。

平成20年2月26日

津山工業高等専門学校長 阿部 武治

津山工業高等専門学校寄附金取扱規程の全部を改正する規程

津山工業高等専門学校寄附金取扱規程（平成16年規程第9号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 津山工業高等専門学校（以下「本校」という。）における寄附金の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構寄附金取扱規則（平成16年規則第45号。以下「機構寄附金取扱規則」という。）の定めるところによるほかこの規程による。

（定義）

第2条 この規程において、寄附金とは、本校における業務を支援することを目的とする寄附金で、次の各号に掲げる経費に充てるべきものをいう。

- (1) 学生に貸与又は給与する学資
- (2) 学生に貸与又は給与する図書、機械装置、器具及び標本等の購入費
- (3) 学術研究に要する経費
- (4) 教育研究の奨励を目的とする経費
- (5) 管理・運営の支援を目的とする経費
- (6) 前各号に掲げるもののほか、校長が必要と認める経費

（寄附の受入れ）

第3条 校長は、本校に寄附金の申し込みをしようとする者（以下「寄附者」という。）があるときは、機構寄附金取扱規則第4条に定める寄附金申込書を提出させるものとする。

2 校長は、本校教職員でその職務に属する教育又は研究に対する寄附の申し出を受けようとする者（以下「研究担当者」という。）があるときは、当該研究担当者に寄附金として受入れるために必要な手続きを行わせるものとする。

（受入れ決定及び承認通知）

第4条 寄附金の受入れは、教務主事、学生主事、寮務主事及び事務部長の審査に基づき、校長

が決定する。

- 2 校長は、寄附金の受入れの決定をしたときは、機構寄附金取扱規則第8条に定める寄附金受入通知書及び受入れ決定に関する書類の写しを当該寄附者に送付するとともに、出納命令役にその旨を通知するものとする。

(寄附金の使途変更等)

- 第5条 研究担当者は、機構寄附金取扱規則第10条に定める寄附金の使途変更等を行う場合は、寄附金使途変更(移替)申請書(別紙様式)により、校長の承認を受けるものとする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

別紙様式(第5条関係)

年 月 日

寄附金使途変更(移替)申請書

(申請者)

学科等名

職 名

氏 名

印

下記のとおり使途変更(移替)したいので申請します。

記

寄 附 金 の 名 称	
寄 附 者 の 氏 名	
寄 附 金 額	円
寄 附 の 目 的	
寄 附 の 条 件	
使 途 変 更 (移 替) 金 額	円
移し替える国立大学法人等	
使 途 変 更 後 の 使 用 計 画	
使 途 変 更 (移 替) 事 由	

- 1 制定番号 規程第3号
- 2 規程の名称 津山工業高等専門学校法人文書管理規程の一部を改正する規程
- 3 制定年月日 平成20年3月13日
- 4 制定者 津山工業高等専門学校長 阿部 武治
- 5 改正理由 2課体制移行に伴う改正

津山工業高等専門学校法人文書管理規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第1条～3条 省略</p> <p>(管理体制)</p> <p>第4条 本校に総括文書管理者を置き、事務部長をもって充てる。</p> <p>2 本校の課・室及び学科等に、文書管理者及び文書管理担当者を置く。</p> <p>3 文書管理者は、課にあっては課長を、室にあっては室長を、学科等にあっては主任又はその長をもって充てる。</p> <p>4 文書管理担当者は、文書管理者が指名する者をもって充てる。</p> <p>5 総括文書管理者は、次条に規定する津山工業高等専門学校文書分類基準表(以下「分類基準表」という。)及び第9条に規定する津山工業高等専門学校法人文書ファイル管理簿(以下「管理簿」という。)の整備に努めるとともに、法人文書の管理に関する事務を指導監督し、研修等の実施に当たるものとする。</p> <p>6 文書管理者は、法人文書の管理の徹底に努めるものとする。</p> <p>7 文書管理担当者は、文書管理者を補佐するものとする。</p> <p>第5条～第8条 省略</p> <p>(管理台帳)</p> <p>第9条 文書管理者は、法人文書の適切な管理を行うこと及び法による開示請求をしようとする者の利便を図るため、別紙第2号様式により管理簿を作成し、総括文書管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 管理簿には、1年以上の保存期間を設定した法人文書ファイルを登載するものとする。</p> <p>3 管理簿の記載事項について、記載すべき事項が法第5条各号に規定する不開示情報に該当するおそれがある場合その他合理的な理由がある場合には、記載を簡略化することができる。</p> <p>4 管理簿は、年1回以上定期的に更新を行うものとする。</p>	<p>第1条～3条 省略</p> <p>(管理体制)</p> <p>第4条 本校に総括文書管理者を置き、事務部長をもって充てる。</p> <p>2 本校の課___及び学科等に、文書管理者及び文書管理担当者を置く。</p> <p>3 文書管理者は、課にあっては課長を、___学科等にあっては主任又はその長をもって充てる。</p> <p>4 文書管理担当者は、文書管理者が指名する者をもって充てる。</p> <p>5 総括文書管理者は、次条に規定する津山工業高等専門学校文書分類基準表(以下「分類基準表」という。)及び第9条に規定する津山工業高等専門学校法人文書ファイル管理簿(以下「管理簿」という。)の整備に努めるとともに、法人文書の管理に関する事務を指導監督し、研修等の実施に当たるものとする。</p> <p>6 文書管理者は、法人文書の管理の徹底に努めるものとする。</p> <p>7 文書管理担当者は、文書管理者を補佐するものとする。</p> <p>第5条～第8条 省略</p> <p>(管理台帳)</p> <p>第9条 文書管理者は、法人文書の適切な管理を行うこと及び法による開示請求をしようとする者の利便を図るため、別紙第2号様式により管理簿を作成し、総括文書管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 管理簿には、1年以上の保存期間を設定した法人文書ファイルを登載するものとする。</p> <p>3 管理簿の記載事項について、記載すべき事項が法第5条各号に規定する不開示情報に該当するおそれがある場合その他合理的な理由がある場合には、記載を簡略化することができる。</p> <p>4 管理簿は、年1回以上定期的に更新を行うものとする。</p>

新	旧
<p>5 管理簿は<u>学生課</u>において一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>第10条及び第11条 省略</p> <p><u>附 則</u> この規程は、平成20年3月13日から施行する。</p> <p>別紙様式 省略</p>	<p>5 管理簿は<u>庶務課</u>において一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>第10条及び第11条 省略</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>別紙様式 省略</p>

人事異動

個人情報を含むため公開せず。

主要日誌

- 12月3日 年金セミナー（4年生）
4日 教員会議
7日 教職員ボウリング大会
11日 第3回FD研修会，交換寮生報告会
10日 専攻科（拡大）運営委員会，専攻科運営委員会
11日 産学連携推進委員会
13日 入寮説明会
14日 寮一斉清掃
18日 教務委員会，学術情報委員会，寮務委員会
19日 主事会議
25日 運営会議，学科改革推進特別委員会，学生生活委員会
28日 仕事納め，主事会議
- 1月7日 専攻科運営委員会
8日 仕事始め，教員会議，主事会議
15日 産学連携推進委員会
18日 課外活動指導教員連絡会議
22日 教務委員会，平成20年度推薦入学試験，学術情報委員会，学生生活委員会
23日 寮務委員会
24日 入学試験委員会
25日 学生生活委員会
29日 運営会議，学科改革推進特別委員会，教育研究支援委員会，学生総会
30日 学術情報委員会，福利厚生委員会
- 2月5日 教員会議，主事会議
6日 専攻科運営委員会，退寮説明会・卒業予定者と寮務委員会との懇談会
12日 主事会議，産学連携推進委員会
19日 教務委員会，学生生活委員会，寮務委員会
24日 平成20年度学力選抜入学試験
26日 臨時教員会議，運営会議，学科改革推進特別委員会，安全衛生委員会
28日 入学試験委員会
29日 学術情報委員会，第4回FD研修会，寮一斉清掃
- 3月3日 公用車贈呈式
4日 教員会議，主事会議
5日 有識者懇話会
6日 臨時教員会議，平成19年度第2回中国地区高等専門学校事務部長会議，専攻科運営委員会
7日 教務委員会
10日 教育研究支援委員会，進路支援委員会
11日 産学連携推進委員会
12日 交換寮生派遣（～18日舞鶴・阿南・有明）
14日 卒業式・専攻科修了式
15日 後援会役員会，北辰寮後援会役員会
17日 臨時教員会議，運営会議，学科改革推進特別委員会

- 18日 学生生活委員会，外部評価点検委員会
- 20日 寮務委員会
- 24日 福利厚生委員会
- 26日 教務委員会
- 31日 退職者に係る永年勤続者表彰式及び感謝状贈呈式，退任式・離任式

諸 報

退職者永年勤続者表彰

独立行政法人国立高等専門学校機構教職員表彰規則第2条第1項第2号口の規定に基づき，永年勤続者表彰式が平成20年3月31日（月），会議室において行われ，校長から受彰者に対し表彰状及び記念品が授与された。

所 属	職 名	氏 名
電子制御工学科	教授	荒井 淳 二
電子制御工学科	教授	里吉 昭 宣
一般科目	教授	本元 基 司
電子制御工学科	准教授	矢野 健 三
学生課	課長補佐	竹本 瞭 市
学生課	技術専門員	大谷 賢 二
地域連携・広報室	室長	井上 哲 夫
学生課	寮務係長	久保 邦 子
学生課	学術情報係長	吉川 益 子
学生課	技術専門職員	小坂 睦 雄
学生課	技術専門職員	徳方 孝 行
学生課	技術専門職員	仲井 正 明

就業規則等の改正

独立行政法人国立高等専門学校機構就業規則が平成20年3月28日に一部改正された。改正の概要は下記のとおり。

- (1)教職員就業規則(第6号)
妊産婦である教職員，船員の職務専念義務免除期間の根拠条文の整理をした。
- (2)教職員給与規則(第8号)
休日給，管理職員特別勤務手当の支給要件を明確にした。
- (3)教職員の労働時間，休暇等に関する規則(第9号)
規則と細則を分け，事務手続については細則に整理した。
語句を整理した。
- (4)教職員再雇用規則(第24号)
再雇用教職員に支給する期末手当の額及び勤勉手当の額の算出方法を明確にした。
再雇用教職員の労働1時間あたりの給与額の算出方法を明確にした。

(5)教職員の兼業に関する規則(第27号)

営利企業の事業以外の兼業の範囲について整理を行った。

短期間の兼業を行うときの手続について規定した。

営利企業の事業以外の兼業のうち、一定のものについては労働時間内の従事を可能とした。

校長が行う兼業の手続について一部簡素化した。

(6)旅費規則(第49号)

統一旅費システムの運用，旅費支給基準の簡素化等旅費業務の一元化にともなう所用の改正を行うこと。

(7)教職員の自己啓発等休業に関する規則(第75号)

規則中の用語の定義をした。

自己啓発等休業の承認手続等を明確にした。

自己啓発等休業をしている教職員が行わなければならない報告について規定した。

給与決定細則の制定

独立行政法人国立高等専門学校機構 第13条から第20条までの規程等の実施のため，給与規則第42条の規定に基づき独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の初任給，昇格，昇給等の基準に関する細則（「給与決定細則」という。）が制定された。なお，制定の概要は下記のとおりであり，平成20年1月1日から実施された。

(1)職務の級の決定

職務の級について，級別標準職務表及び級別資格基準表に基づき決定する。

(2)採用者の号給の決定

採用者の号給の決定については，初任給基準表等により決定し，経験年数により調整する。

(3)昇格・降格

昇格・降格については，級別資格基準表に定める資格基準に従い，級を決定し，昇格時号給対応表等により号給を決定する。

(4)その他の異動等

初任給基準表を異にする異動及び本給表を異にする異動の場合は，教職員に採用された日に異動後の職に採用したもとして号給を決定する。

(5)昇給

昇給については，A～Eの5段階の区分で行い，昇給区分に応じて昇給号給数表に定める号給数とする。

(6)その他

休職等から復職した場合の号給は，復職時及び復職後の最初の昇給日に調整することができ，本給の決定の誤りは理事長の承認を得た場合に将来に向かって訂正することができる。

共同研究

研究題目	炭素繊維強化プラスチックCFRPの修理技術に関する研究
共同研究員	明大株式会社 小河原一正, 敏嗣, 峰重邦彦, 山磨和典
本校担当者	電子制御工学科 准教授 奥山 圭一
経費	400,000円
研究期間	平成19年12月20日~平成21年3月31日
研究題目	炭素繊維強化モルタルおよびコンクリートのエネルギー分野への適用化
共同研究員	ランダス株式会社 細谷 多慶
本校担当者	電子制御工学科 准教授 奥山 圭一
経費	0円
研究期間	平成19年9月20日~平成20年3月31日
研究題目	出雲街道再発見デジタルアーカイブサイト構築事業
共同研究員	IT支援センター 村田 勇
本校担当者	情報工学科 教授 岡田 正, 講師 寺元 貴幸
経費	500,000円
研究期間	平成19年12月27日~平成20年3月31日

受託研究

研究題目	データベースを使った業務改善支援システムの研究
研究委託者	有限会社Pico
本校担当者	情報工学科 教授 岡田 正, 大平 栄二
経費	100,000円
研究期間	平成19年10月12日~平成21年3月31日

寄附金

寄附者	津山高専同窓会
寄附の目的	津山高専の教育・研究
寄附年月日	平成19年12月4日
寄附金額	3,000,000円

寄附者	財団法人理工学振興会
寄附の目的	加藤 学の教育・研究助成
寄附年月日	平成20年1月23日
寄附金額	200,000円

寄附者	津山高専技術交流プラザ
寄附の目的	プラザ企業と津山工業高等専門学校との連携促進
寄附年月日	平成20年3月21日
寄附金額	150,000円

学生募集(専攻科後期学力入試)

12月7日(金)本校において、平成20年度専攻科後期学力入学者選抜試験を実施し、選抜の結果、12月12日(水)次のとおり合格者を発表した。

(志願・合格状況は次のとおり)

志願者数4名

(機械・制御システム工学専攻1名, 電子・情報システム工学専攻3名)

合格者数4名

(機械・制御システム工学専攻1名, 電子・情報システム工学専攻3名)

学生募集（本科推薦入試）

1月22日（火）本校において、平成20年度本科推薦入学者選抜試験を実施し、選抜の結果、1月28日（月）次のとおり合格内定者を発表した。

（志願・合格状況は次のとおり）

志願者数 115名

（機械工学科19名、電気電子工学科36名、電子制御工学科34名、情報工学科26名）

合格内定者数 71名

（機械工学科17名、電気電子工学科19名、電子制御工学科19名、情報工学科16名）

学生募集（本科学力選抜入試）

2月24日（日）本校において、平成20年度本科学力入学者選抜試験を実施し、選抜の結果、3月4日（火）次のとおり合格者を発表した。

（志願合格状況は次のとおり）

志願者数 146名

（機械工学科34名、電気電子工学科38名、電子制御工学科36名、情報工学科38名）

合格者数 99名

（機械工学科25名、電気電子工学科24名、電子制御工学科24名、情報工学科26名）

合格者数（推薦内定含む） 170名

（機械工学科42名、電気電子工学科43名、電子制御工学科43名、情報工学科42名）

JSEC2007に出場

12月1日（土）、電気電子工学科3年の松本博充君、三村真史君、横見和也君の3名が、朝日新聞社の主催する「第5回ジャパン・サイエンス&エンジニアリング・チャレンジ」に出場した。

年金セミナー

12月3日（月）、講師に社会保険庁岡山社会保険事務局年金課の三宅通明氏を招き、4年生を対象とした年金セミナーを開催しました。

この講座は、最近、若年層に国民年金未納者が増加していることから専門の講師による講演を通じて、国民年金制度に対する理解を深めてもらうことを目的として昨年に続き4回目の開催となり、参加した学生は、新聞やニュースなどで頻繁に取り上げられている年金問題を題材とした講演ということもあり熱心に聴講した。

教職員のレクリエーション行事について

平成19年度教職員のレクリエーション行事として、12月7日（金）、市内ボウリング場で参加者31名によりボウリング大会が実施され、白熱した好ゲームが繰り広げられた。2ゲーム合計の成績は次のとおり。

1位 学生課 此 枝 昇

2位 総務課 沖 淳 一

3位 総務課 小 田 貴 史

Le Rapport～学生たちのまちなかミュージアム～

1月12日（土）・13日（日）の2日間、美作地区合同文化祭実行委員会主催によるLe

R a p p o r t ~ 学生たちのまちなかミュージアム ~ がアルネ津山を中心会場に開催され、本校から エコノミーカー、絵画、パソコンゲーム、ロボットなどを展示した。

第16回全国高等学校文化連盟将棋新人大会（田沢湖）

1月25日（金）・26日（土）の2日間、秋田県田沢湖で第16回全国高等学校文化連盟将棋新人大会が開催され、本校から岡山県大会を勝ち抜き代表となったC-1の赤田桃子さんが出場した。

第1回高専英語プレゼンテーションコンテスト

1月26日（土）・27日（日）の2日間、全国各地の予選を勝ち抜いた学生が集まり、国立オリンピック記念青少年総合センターで第1回の全国高専英語プレゼンテーションコンテストが開催されました。大会は、スピーチの部とプレゼンテーションの部が開催され、本校からはスピーチの部にS-5の谷口孝仁君が出場した。

第7回日本情報オリンピック

2月10日（日）、国立オリンピック記念青少年総合センターで行われた「第7回日本情報オリンピック」の本戦に情報工学科2年の小幡康文君・市原臣時君の2名が出場した。

第4回FD研修会

2月29日（金）、講師に財団法人江原積善会積善病院の星合雅彦先生を招き、全教職員を対象に「悩める学生に対する教職員の適切なアドバイス」と題し、講演を行いました。これは、最近の若者の心理・考え方等を聴講することによって教職員の誰もが本校学生の日常生活における精神的な悩みに対して相談に乗れ、適切な指導ができるように開催したものである。

公用車贈呈式

3月3日（月）、津山高専同窓会による公用車贈呈式を開催した。同窓会会長、副会長、津山高専教職員のほか学生会の役員が出席し、盛大に執り行われた。

有識者懇話会

3月5日（水）、会議室において平成19年度有識者懇話会を実施した。本懇話会は、本校の教育研究、学生支援・指導、地域連携及び管理運営等に関して現況報告を行い評価を受けると共に指導や助言をいただくものである。大学、行政、産業界、地区中学校長会長、同窓会長からなる8名の委員のうち、7名が出席した。当日は、校長挨拶、出席者紹介、日程説明の後、目瀬守男美作大学長に座長を依頼し、本校の現状、高専の再編整備等について説明を行った。続いて、外部委員と本校出席者との間で活発な質疑応答が行われ、外部委員から多くの助言を受けた。

平成19年度第2回事務部長会議

平成20年3月6日（木）、キャンパス・イノベーションセンター（東京・田町）において平成19年度第2回中国地区高等専門学校事務部長会議を開催した。同会議には中国地区8高専のうち7高専の事務部長が出席し、職員の海外研修、相互監査制度の構築等について、活発な意見交換が行われた。

第5回（教務委員会）FD研修会

3月7日（金）13時30分から、合併教室において、本年度第5回（教務委員会）FD研修会（テーマ＝内外から見た津山高専）を開催した。

実施2年目を終えた金田アドミッション・アドバイザーより『中学校に見えている（見えていない）津山高専』及び平田高専間交流教員より『津山高専と小山高専の同じところ・違うところ』並びに3年生到達度試験の松田数学担当教員・佐藤誠物理担当教員より『到達度試験の結果からみた津山高専』の副題で話題提供があり、中学校との情報交換の必要性を、他高専との比較による本校の学生募集・教育への刺激を、2年目を実施（物理は1回目）した達成度等について意見交換した意義深い研修会であった。

平成19年度コンピュータフェスティバル

3月7日（金）～9日（日）の3日間、松江高専を当番校として中国地区の6高専が参加し、第15回コンピュータフェスティバルが開催され、本校からシステム研究部員15名が参加しました。本校からは自由部門で最優秀賞と優秀賞を受賞し、また特別賞も受賞した。

留学生企業実地見学旅行

3月7日（金）・8日（土）の2日間にわたって、日本の先端技術施設の見学と日本文化に対する理解を深めることを目的として、4年生の留学生とチューターを対象に株式会社森精機製作所伊賀事業所と奈良市内の見学旅行を実施した。

卒業式・専攻科修了式

本校の平成19年度卒業式・専攻科修了式が3月14日（金）午前10時30分から津山市山下の津山文化センターで挙行された。卒業生数及び専攻科修了者数は次のとおり。

卒業生	機械工学科	35名
	電気電子工学科	39名
	電子制御工学科	32名
	情報工学科	39名
	計	145名
修了生	機械・制御システム工学専攻	12名
	電子・情報システム工学専攻	13名
		25名

平成19年度卒業生・修了生の優秀賞等の表彰

3月14日（金）午前10時30分から、津山文化センターで挙行された平成19年度卒業式、修了式において、下記学生に対し、校長から優秀賞、社団法人日本機械学会畠山賞、電気・情報関連学会中国支部賞を、桑山津山市長から箕作賞受賞者に、それぞれ賞状と副賞が授与された。

【本科】

賞名	機械工学科	電気電子工学科	電子制御工学科	情報工学科
優秀賞	藤井 孝佑	岸本 道正	大畑 貴寛	岡田 拓之
箕作賞	荒木 佑介	三宅 悠貴	中村 大作	梅野 竜一
畠山賞	樋口 陽介	-	村上 薫	-
電気・情報関連学会中国支部賞	-	松本 洋明	谷口 孝仁	青山 亮太

【専攻科】

賞名	機械・制御システム工学専攻	電子・情報システム工学専攻
箕作賞	山崎 正人	藤原 誠二

第29回中国地区高等専門学校文化連盟美術部合同展示会

3月22日(土)・23日(日)の2日間、呉高専を当番校にして中国地区6高専参加による美術部合同展示会に参加しました。展示会場は呉市の呉海事博物館・大和ミュージアム内の4階市民ギャラリーで各校から持ち寄った力作が展示され、一般市民や観光客が熱心に見入っていた。

発行 津山工業高等専門学校
発行年月日 平成20年6月25日